

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第2区分  
 【発行日】令和7年2月14日(2025.2.14)

【国際公開番号】WO2024/005198  
 【出願番号】特願2024-531000(P2024-531000)

【国際特許分類】

B 2 3 K 1/19(2006.01)

B 2 3 K 1/20(2006.01)

H 0 1 R 9/16(2006.01)

B 6 2 D 49/00(2006.01)

10

【F I】

B 2 3 K 1/19 B

B 2 3 K 1/20 E

H 0 1 R 9/16 1 0 1

B 6 2 D 49/00 E

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月2日(2024.12.2)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミックスを含む絶縁部材と、  
 該絶縁部材を囲繞し、内径が広がる拡径部を有する保持部材と、  
 を備え、  
 前記絶縁部材の外側面と前記保持部材の内側面とが当接する当接部と、前記絶縁部材の  
 外側面と前記保持部材の内側面とを接合する第1ろう付け部とを有し、  
 前記当接部と前記第1ろう付け部とが、前記拡径部を挟んで位置している、接合体。

30

【請求項2】

セラミックスを含む絶縁部材と、  
 該絶縁部材を囲繞し、内径が広がる拡径部を有する保持部材と、  
 前記絶縁部材と前記保持部材との間に配置されるスリーブと、  
 を備え、  
 前記絶縁部材と前記スリーブとを接合する第1ろう付け部と、  
 前記保持部材と前記スリーブとを接合する第2ろう付け部と、  
 を有する、接合体。

40

【請求項3】

前記拡径部を挟んで前記第1ろう付け部の反対側に、前記保持部材の内側面が前記絶縁部材の外側面に当接する当接部を有する、請求項2に記載の接合体。

【請求項4】

前記スリーブは、前記第2ろう付け部から前記第1ろう付け部に向かって縮径する屈曲部を有する、請求項2または3に記載の接合体。

【請求項5】

前記屈曲部は、前記絶縁部材の軸方向に対して傾斜している、請求項4に記載の接合体。

【請求項6】

50

前記スリーブは、弾性変形する材料を含む、請求項 2 または 3 に記載の接合体。

【請求項 7】

前記保持部材は、Ti、Ti合金、Mo、Cu-Ni、Cu、Fe-Co系合金、Fe-Co-C系合金、Fe-Ni系合金、Fe-Ni-Co系合金、フェライト系ステンレス、マルテンサイト系ステンレス、オーステナイト系ステンレスまたはニッケル基超合金を含む、請求項 1 または 2 に記載の接合体。

【請求項 8】

前記スリーブは、Ti、Ti合金、Mo、Cu-Ni、Cu、Fe-Co系合金、Fe-Co-C系合金、Fe-Ni系合金またはFe-Ni-Co系合金を含む、請求項 2 または 3 に記載の接合体。

10

【請求項 9】

前記保持部材の拡径部を形成する内側面と、該内側面に対向する前記絶縁部材の外側面との間隙は2mm以下である、請求項 1 に記載の接合体。

【請求項 10】

前記絶縁部材は、前記第1ろう付け部と対向するメタライズ層を有し、該メタライズ層は前記絶縁部材の軸方向に平行な断面視において、前記第1ろう付け部の軸方向の両端部よりも延出している、請求項 1 または 2 に記載の接合体。

【請求項 11】

前記絶縁部材が、筒状、柱状、錐状または錐台状のセラミックスを含む、請求項 1 または 2 に記載の接合体。

20

【請求項 12】

前記絶縁部材が、軸方向に貫通孔を有する筒状のセラミックスを含み、電流を熱制御素子に導入する導通部材の少なくとも一部が前記貫通孔の中に位置する、請求項 1 または 2 に記載の接合体。

【請求項 13】

前記第1ろう付け部は、前記熱制御素子が設置される側の空間と反対側の空間に位置する、請求項 12 に記載の接合体。

【請求項 14】

前記絶縁部材が、軸方向に貫通孔を有する筒状のセラミックスを含み、電流を熱制御素子に導入する導通部材の少なくとも一部が前記貫通孔の中に位置し、

30

前記第1ろう付け部および第2ろう付け部は、前記熱制御素子が設置される側の空間と反対側の空間に位置する、請求項 2 または 3 に記載の接合体。

【請求項 15】

請求項 1 または 2 に記載の接合体を備える、腐食性ガス処理装置。

【請求項 16】

請求項 15 に記載の腐食性ガス処理装置を搭載するトラクタ。

40

50